

志国運第 1 号
令和 年 月 日

志木市長 香川武文 様

志木市国民健康保険運営協議会
会長 中村勝義

国民健康保険税率の見直し等について（答申）

令和7年10月15日付志保年第404号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

なお、本協議会における審議概要等は、別紙のとおりです。

記

国民健康保険税率の改定について

第3期埼玉県国民健康保険運営方針において掲げられている令和9年度の県内税率準統一化の前提として、一般会計からの法定外繰入金の解消が求められている。また、本市の現状は県の示す標準税率の応能応益割合と比較すると、なお応能負担に偏っている。

加入者の所得が伸び悩み、また所得割の発生する被保険者が全体の半数に満たない現状では、やむを得ず応益負担を増やすことで広く負担を求める必要があるが、同時に保険基盤安定繰入金などの法定繰入が増えることで低所得者への負担増をある程度抑えられること、被保険者への急激な負担増を抑える観点から令和8年度も当初予算の段階では法定外繰入金をある程度投入していることなどから、今回の税率見直し案についてはやむを得ないものと判断した。

別紙

1 審議の概要

国民健康保険制度は、産業構造の変化により、現在は退職した年金生活者や無職者などが加入者の多くを占める。そのため、加入者の医療費水準は被用者保険よりも高い一方、所得水準は低く国民健康保険税の負担能力に乏しい者が多いといった構造的な問題がある。

このため、平成30年度制度改革では財政運営を都道府県単位化し、給付費については原則、都道府県が全額財政責任を負う代わりに、都道府県は給付に要する経費の一部に充てるため、市町村から納付金を徴収するという仕組みに改められた。同時に将来的な都道府県内の保険料（税）の統一化を目指し、一般会計からの法定外繰入解消が市町村に求められている。

本市でも、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和5年度以降に懸案であった法定外繰入の解消に本格的に乗り出し、段階的な解消が望ましいとの本会の付帯意見も踏まえ、令和6年度、令和7年度と2度の税率改定を行った。また令和7年度分からは、第3期埼玉県国民健康保険運営方針で求められている「令和9年度からの県内の税率準統一化」の前提となる賦課方式の見直しも行い、医療分、後期分、介護分すべてにおいて、所得割と均等割からなる2方式化を実現した。

この結果、令和5年度決算時点で約5億3,000万円にまで達した一般会計からの法定外繰入は、令和7年度当初予算の段階では約2億2,500万円にまで縮小したが、令和9年度に迫る税率準統一化の前提として、「令和8年度には各市町村における法定外繰入を解消する」といった目標を達成するには、さらなる税率改定が必須であることから、過去の本会が提示した付帯意見を踏まえ、今年度に市当局は令和8年度の税率見直し案として、均等割の増額など応益分の割合を増やす見直しなどの内容を提示した。

本協議会では、市当局の説明と資料を踏まえ審議した結果、

- (1) 被用者保険加入者に比べ、国民健康保険加入者の保険料負担水準が高いことは承知しており、一般会計からの法定外繰入はこの差を埋めるために一定の役割を果たしているところであるが、国民健康保険制度は市町村においては本来、被保険者が負担する国民健康保険税及び法に基づいた公費を歳入財源として運営されるべきものである。そのため、財源不足分を容易に一般会計からの法定外繰入に頼ることは、国民健康保険加入者のみならず、国民健康保険加入者以外の住民に余分な負担を強いる結果となり、理解を得るのが困難なこと。

- (2) 現在の税率設定では、県への納付金を充足するだけの国民健康保険税及び一般会計からの繰入が法的に担保されている保険基盤安定繰入金の確保が不可能なこと。
- (3) 加入者の約半分が均等割の軽減を受けている低所得者層であり、かつ加入世帯の平均所得の落ち込みが現象として現れている以上、応益負担を増やして広くお願いをしないと必要な財源が確保できないこと。また、低所得者層には応益割分の軽減措置があり、実際の負担上昇幅をある程度抑えることができること。
- (4) 令和9年度の県内準統一を見据えつつも急激な負担増を避けるため、激変緩和措置として令和8年度も当初予算の段階では法定外繰入をある程度残し、前年度繰越金を活用して最終的に法定外繰入を解消するという方針を示したこと。
- などの理由により、市当局が本会に提案した、
- ・法定外繰入の減少
 - ・応益割合の増加
- の2点を主とした令和8年度税率改定方針は、やむを得ないものと判断した。

2 付帯意見

(1) 住民への周知広報について

国民健康保険税率の県内統一化は、県内すべての市町村で直面している課題である。すでに納税通知書を活用した周知をはじめ、広報紙や市ホームページなどで、国民健康保険制度が抱えている課題や税率改定が必要な背景などについても周知を図り、現行制度上税率の引き上げはやむを得ないこと、本市固有の問題ではないことなどについての説明はある程度なされていると承知しているが、ホームページの閲覧回数が低調のことであり、周知についてはなお改善の余地があると思われる。今後は、閲覧者側からの視点に立って、例えば受診や服薬の適正化や保健事業への参加などが結果として税率抑制にも寄与する、といった内容を掲載するなど、より被保険者に訴求するものとなるよう内容の充実に努められたい。

(2) 保健事業の検証について

保健事業は、被保険者の健康意識啓発や生活習慣病の重症化予防、受診及び服薬の適正化などの効果が期待でき、一定程度効果も現れている。今後も積極的な事業の企画、実施によって被保険者の健康維持はもとより、医療費の適正化に少しでもつながるよう引き続き実施に努められたい。

また、一般会計でも対象世代を問わず様々な健康施策に関する事業を行

っている。特に、働く世代への事業は、現在国民健康保険に加入していないとも、いざれその多くが国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入することを考慮すると、健康意識の啓発を早い時期から行うことは非常に重要であり、特に生活習慣病などに係る医療費を抑制する効果も期待できる。

なお、国民健康保険の保健事業については国、県が定率負担すべき分を除き、国民健康保険税を財源とするのが原則であるが、他の交付金にて交付対象とされるものも多く、結果として国民健康保険税や一般会計からの繰入金に転嫁される部分は現状少ないとのことである。しかし、保健事業に係る一般会計からの繰入は法定外繰入とみなされ、令和9年度以降は認められなくなるため、事業の企画にあたっては事業効果のみならず財源確保策についても十分考慮されたく、場合によっては一般会計への一部事業移管も今後検討されたい。

(3) 保険者としての取組強化について

税率改定の理解を得るには、歳出削減の努力と歳入確保の強化が不可欠である。先述のとおり保健事業の実施は歳出抑制の効果もあるが、加えて給付費は国民健康保険税や公費などがその原資となっていることを改めて認識の上、診療報酬基準に照らしたレセプトの再点検や、資格喪失後受診や第三者行為による受診に係る不当利得についても回収に努力されたい。

また、税率改定による収納率の低下が懸念されるが、未申告者の所得把握による適正な課税、滞納初期からの収納対策への着手などにより、被保険者間の公平性が損なわれないよう取り組まれたい。

なお、これらの取組の多くは保険者努力支援交付金の評価指標ともなっていることであり、積極的な取組により交付金を確保することで多少なりとも国民健康保険税の負担軽減にも資すると思われる。この点にも十分意識をして運営に当たられたい。

(4) 国への要望について

税率改定が必至な状況にあることは、本会も十分理解するところであるが、他方で給付内容は同一にもかかわらず、被用者保険などの保険料負担水準の格差は依然として大きい。被用者保険の適用拡大が行われる中、パートタイム労働者など一定の負担能力のある者は被用者保険へ移行することが予測され、国民健康保険制度はさらに厳しい財政運営となることが懸念される。被用者保険との保険料負担水準格差を是正し、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度を今後も維持していくためにも、定率国庫負担割合の引き上げをはじめとした財政支援の強化など、抜本的な改革を求める要望を国に対して行うよう努められたい。